

# 選挙運動用ポスター作成契約書

久留米市長選挙候補者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と、  
\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、選挙運動用ポスターの作成について、  
次のとおり契約を締結する。

1. 品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター

2. 作成数量 枚

3. 契約金額 円 (消費税等含む)  
(内訳 円／1枚× 枚)

4. 納期限 令和 年 月 日

## 5. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、「久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき久留米市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞することなく行わなければならない。

なお、久留米市に請求できる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は久留米市に請求することができない。このときは、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

## 6. その他

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (久留米市長選挙候補者) 住 所

氏 名 ㊞

乙 (選挙運動用ポスター作成事業者) 住 所

名 称

代表者 ㊞

## ポスター作成契約届出書

令和 年 月 日

久留米市選挙管理委員会

委員長 貞苅 隆男 宛て

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙  
候補者 住所

氏名

次のとおりポスター作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 年 月 日		枚	円	円
令和 年 月 日		枚	円	円
令和 年 月 日		枚	円	円

## 備考

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第2号様式（第3条関係） その3

## ポスター作成枚数確認申請書

令和 年 月 日

久留米市選挙管理委員会

委員長 貞苅 隆男 宛て

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

候補者 住所

氏名

次のポスター作成枚数につき、久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今回の枚数（b）	枚	枚
枚数計（a）+（b）	枚	枚
備考		

### 備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から久留米市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

確認番号 \_\_\_\_\_

### ポスター作成枚数確認書

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

久留米市選挙管理委員会

選挙管理委員会が交付します

委員長 貞苅 隆男 印

記

1. 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙
2. 候補者の氏名
3. 確認枚数 \_\_\_\_\_ 枚

（備考）

1. この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
2. この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、候補者から交付されたポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3. この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、久留米市に支払を請求することはできません。

第6号様式（第5条関係）

## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙  
候補者 住所

氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数	461カ所

## 備考

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が久留米市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、久留米市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

## (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

## (2) 限度額

$$\frac{316,250 \text{ 円} + (586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

## 請求書

(ポスターの作成)

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

久留米市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに

法人にあってはその代表者の氏名

印

記

1 請求金額

円

(消費税等含む)

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

4 候補者の氏名

5 銀行名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 支所・店
預金種別	1 : 普通	2 : 当座
口座番号	(右づめでご記入ください)	
フリガナ		
口座名義		

## 備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、久留米市に支払を請求することはできません。

(別紙) その4

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)	単価(D)	枚数(E)	金額(D)×(E)=(F)	単価(G)	枚数(H)	金額(G)×(H)=(I)	
461ヶ所	円	枚	円 1,273	円	枚	円 316,250円+586円88銭×ポスター掲示場数	円	枚	円 ... 1円未満の端数は切上げ ポスター掲示場数	

## 請求内訳書

## 備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。  

$$316,250 \text{円} + 586 \text{円} 88 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}$$
 ... 1円未満の端数は切上げ  
ポスター掲示場数
- (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。